

○静岡県浴場業許可取扱要綱

平成15年12月26日

告示第1153号

静岡県浴場業許可取扱要綱を次のように定める。

静岡県浴場業許可取扱要綱

第1 趣旨

この要綱は、公衆浴場法(昭和23年法律第139号)第2条第2項に規定する公衆浴場の構造設備が公衆衛生上不適当であると認めるときを示し、浴場業の許可に当たっての基準とするものである。

第2 定義

この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 一般公衆浴場 浴場業を営む者が経営する公衆浴場であつて、地域住民の日常生活において保健衛生上必要なものとして利用されるものをいう。
- (2) その他の公衆浴場 一般公衆浴場及び公衆浴場法施行条例(昭和49年静岡県条例第45号)第2条第2号に規定する特殊公衆浴場以外の公衆浴場をいう。
- (3) 循環式浴槽 ろ過器その他の設備を設置し、浴槽水を循環させる方式の浴槽をいう。
- (4) 浴槽水 浴槽内の温水又は水をいう。
- (5) 気泡発生装置等 気泡発生装置、ジェット噴射装置その他の微小な水粒を発生させる設備をいう。
- (6) 脱衣室 浴室に附属し、入浴者が衣類の着脱を行う室をいう。

第3 一般公衆浴場の構造設備の基準

一般公衆浴場の構造設備が公衆衛生上不適当であると認めるときとは、当該構造設備が次に掲げる基準を満たさない場合とする。

- (1) 入浴者の需要を満たすことができる適当な広さの脱衣室を設け、かつ、入浴者の衣類等を清潔かつ安全に保管できる脱衣箱を設けること。
- (2) 浴室は、次に掲げる措置を講ずること。
 - ア 入浴者の需要を満たすことができる適当な広さを有すること。
 - イ 入浴者の利用に供する湯栓及び水栓を設けること。
 - ウ 洗い場の床面から浴槽の上縁までの高さは、5センチメートル以上とすること。
 - エ 打たせ湯又はシャワーを設置する場合にあつては、循環している温水又は水を用いない構造とすること。
 - オ 気泡発生装置等を設置する場合にあつては、当該気泡発生装置等の空気の入入口から土ぼこりが入らない構造とすること。
 - カ 屋外に浴槽を設置する場合にあつては、屋外の浴槽水が屋内の浴槽水に混入しない構造とすること。

(3) 循環式浴槽(ろ過器を設置するものに限る。)を設置する場合にあっては、次に掲げる措置を講ずること。

ア ろ過器は、砂式ろ過器(ろ過タンク内に、粒子の大きさ又は比重の異なる天然砂等のろ材を積層して温水又は水をろ過する方式のろ過器をいう。)で、1時間当たりのろ過能力が浴槽の容量以上であるものとし、かつ、ろ材には、十分な逆洗浄を行うことができるものを使用したものとする。ただし、これにより難しい場合には、1時間当たりのろ過能力が浴槽の容量以上であるものとし、かつ、清掃及び消毒を容易に行うことができる構造のものとする。

イ 集毛器を設置すること。この場合において、循環している温水又は水がろ過器内に入る前に設けられる構造とすること。

ウ 浴槽水の消毒装置を設置すること。この場合において、循環している温水又は水がろ過器内に入る直前に消毒に用いる薬剤が注入される構造とすること。

エ 浴槽水の補給口は、浴槽の底部に近い部分に接続する構造のもの又は微小な水粒の発生を防止する構造のものとする。ただし、浴槽水の補給に関し次に掲げる適切な管理を行う場合にあっては、この限りでない。

(ア) ろ過器は、毎日1回以上逆洗浄その他の適切な方法により汚れを除去し、かつ、遊離残留塩素濃度が1リットル中5ミリグラム以上10ミリグラム以下の塩素水を注入する方法又はこれと同等以上の消毒の効果があると知事が認める方法により消毒を行うこと。ただし、けいそう土式ろ過器で、浴槽水を毎日完全に換水している浴槽に係るものにあつては、この限りでない。

(イ) 浴槽水は、2月に1回以上レジオネラ属菌についての水質検査を行うこと。ただし、けいそう土式ろ過器を使用し、かつ、浴槽水を毎日完全に換水している浴槽の浴槽水にあつては、この限りでない。

(ウ) 浴槽水は、塩素系薬剤を投入する方法(当該浴槽水の遊離残留塩素濃度を1リットル中0.4ミリグラム以上に保つ方法に限る。)又はこれと同等以上の消毒の効果があると知事が認める方法により消毒を行うこと。

(4) サウナ室を設置する場合にあっては、次に掲げる措置を講ずること。

ア サウナ室の出入口の扉に室内の全部を見通すことができる窓を設けること。

イ 室内の見やすい場所にブザーその他の非常用設備を設けること。

(5) 浴室、脱衣室その他の入浴者の利用しやすい場所に1か所以上飲料水を供給する設備を設けること。

(6) 脱衣室その他の入浴者が利用しやすい場所に、手洗い設備を備えた便所を設けること。

第4 その他の公衆浴場の構造設備の基準

その他の公衆浴場の構造設備が公衆衛生上不相当であると認めるときとは、当該構造設備が第3に掲げる基準を満たさない場合とする。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月29日告示第402号)

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(令和3年3月30日告示第318号)

この告示は、令和3年7月1日から施行する。